

改正

平成18年 3 月31日要綱第 8 号の 2

平成31年 2 月15日告示第 8 号

菰野町発注工事等における入札者抽選選定要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、町が発注する建設工事及び測量・設計業務等（以下「工事等」という。）の競争入札において、入札者を抽選により決定する方法の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、入札者抽選選定とは、菰野町契約規則（平成18年規則第 7 号）第 4 条第 4 項の規定に基づく一般競争入札の参加資格を有することを町長が認めた者及び同規則第19条の規定に基づく指名競争入札の指名通知を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）のうちから、入札者を抽選により決定する方法をいう。

(周知)

第 3 条 この要領による入札を行う場合は、入札の公告又は指名通知書に次の事項を記載し、あらかじめ入札に参加しようとする者に周知をする。

- (1) 入札に参加できる者の数を抽選により減ずる場合があること。
- (2) 入札参加資格者は、入札会場への出席及び入札者選定行為の求めに応じなければならないこと。

(入札者の選定)

第 4 条 抽選は、抽選棒によるくじ又は入札執行責任者が認めたくじにより行う。

- 2 最初に入札者を決定するくじを引く順番を決めるくじ（以下「予備抽選」という。）を行った後、その順番により入札者を決定するくじ（以下「本抽選」という。）を行うものとする。
- 3 予備抽選を引く順番は、入札参加資格審査名簿順とする。
- 4 抽選により決定する入札者の数は、入札参加資格者の数の 2 分の 1 に相当する数（その数が 3 を下回るときは、3）とする。この場合において、計算上の端数を生じたときは、切り上げるものとする。

(抽選の実施)

第5条 入札執行責任者は、抽選による入札参加者決定書（別紙様式1）に、抽選に参加する者の所属及び氏名を記入させ、出席を確認する。

2 入札執行責任者は、入札参加資格者に警告を行った後、抽選及び入札の方法について説明し、質問がないことを確認する。

3 工事費見積内訳書の提出を求めている場合は、これを徴した後、抽選を行う。

4 入札参加資格者で入札会場にこない者があるとき、若しくはくじ引を拒む者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 前項のくじ引は、当該職員の所属及び氏名並びに代わりをする入札参加者名を宣言してから行う。

6 抽選棒は、入札参加資格者と同数分を用意し、抽選棒の若番から順に前条第4項に規定する数に達する番号のものを決定者とする。

7 全ての者がくじを引き終わるまで続ける。

8 入札執行責任者は、抽選により決定された入札者名を発表する。

9 入札参加資格者に入札会場への出席を求める際は、くじ引による入札者の抽選を行う旨を伝え、欠席した場合には指名停止等の処分があることを申し添える。

（入札の執行）

第6条 入札は、抽選により決定された入札者によってのみ行うものとする。この場合、入札に参加できなくなった者を入札会場から退場させる。

（その他）

第7条 入札執行責任者は、入札者抽選選定を適用して工事等の入札を執行したときは、当該工事等に係る入札執行の記録の写しを、菰野町公正入札調査委員会へ提出するものとする。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日要綱第8号の2）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日告示第8号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

抽選による入札参加者決定書

1 / 1

1. 案件名			
2. 入札の日時	年 月 日 () 午前 時～		
3. 入札の場所	会議室		
4. 入札参加資格者数	者	5. 抽選により決定する入札者数	者
6. 抽選の結果	次のとおり		

業者名	くじに参加した者		予備抽選 の結果	本抽選の 結果	入札者の 決定
	職	氏 名			

※ 職・氏名欄は、くじに参加した本人が自書すること。

入札執行責任者職・氏名 _____